

平成 24 年 6 月 20 日

受注者各位

久 留 米 市 長

下請負人等の選定にあたっての地元業者の活用について

近年の公共投資の減少は、経済不況による民間投資の減少とあいまって、地域経済とりわけ建設業界をとりまく環境に大きな影を落としています。

このような中、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるよう配慮することが従来にも増して求められており、本市の発注工事におきましては、地域経済の振興及び地場企業の育成の観点から、地場企業への優先発注に努めているところです。

このような主旨をお汲み取りいただき、受注者におかれましては、工事請負契約約款及び仕様書に規定するとおり、下請負人及び工事材料に係る納入業者の選定にあたりましては、市内に本店を有する者の中からの選定に努めていただきますようお願いいたします。

「工事請負契約約款」

第 7 条の 2 受注者は、下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 受注者は、工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

『建築工事の「仕様書 1」「一般事項」』

10 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

11 工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

『土木工事の特記仕様書の「④下請負人の選定」』

(1) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

(2) 工事材料に係る納入業者を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。